

議案第74号

松阪市都市計画税条例の一部改正について

松阪市都市計画税条例（平成17年松阪市条例第106号）の一部を次のように改正する。

平成27年6月19日 提出

松阪市長 山中 光 茂

松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例

松阪市都市計画税条例（平成17年松阪市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第10項中「第9項」を「前項」に改める。

附則第11項中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項若しくは第30項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項若しくは第32項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の松阪市都市計画税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。